

藤岡市農業委員会
令和7年第12回
定例会議事録

令和7年12月5日招集

令和7年藤岡市農業委員会第12回定例会議事録

令和7年12月5日、藤岡市農業委員会会長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第12回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 55号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 56号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 57号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することの承認について
- 議案第 58号 非農地判断の実施について
- 報告第 24号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
- 報告第 25号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏惠 |
| 5番 清水 淑朗 | 6番 田沼 範明 | 8番 山口 曜 | 9番 清水 春樹 |
| 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 | 13番 川村 信行 |
| 14番 塚本 欣吾 | | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (4名)

- | | | | |
|---------|----------|-----------|-----------|
| 4番 黒澤 功 | 6番 茂木 敏夫 | 8番 宮下 佐登志 | 10番 水沼 勝美 |
|---------|----------|-----------|-----------|

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|-------|--------|
| 事務局長 | 横田 道明 | 事務局次長 | 真下 和弘 |
| 次長補佐兼係長 | 春山 崇 | 係長代理 | 宮原 優雅子 |
| 係長代理 | 笠原 謙亮 | | |

(開会13時25分)

事務局次長 定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和7年第12回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長が欠席でありますので、山口職務代理より挨拶をお願いいたします。

(職務代理挨拶)

事務局次長

有り難うございました。それでは、職務代理に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和7年第12回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。1番 飯塚委員、2番 武藤委員の両名にお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第55号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第56号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとありますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時30分)

(再開13時50分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は神田のAさんが、農業経営の規模拡大を図るため、神田の農地2筆、面積4,247m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は三本木のTさんが、農業経営の規模拡大を図るため、三本木の農地1筆、面積458m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第54号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第54号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 54 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番と 4 番の 2 件です。整理番号 3 番は上落合の A さんが、農業経営の規模拡大を図るため、中大塚の農地 8 筆、面積 9,777 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は下大塚の I さんが、農業経営の規模拡大を図るため、下大塚の農地 3 筆、面積 1,971 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 54 号整理番号 3 番と 4 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 54 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 54 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 55 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 55 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、高山の T さんが、高山の農地を一般住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 51 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 55 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 55 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 55 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は市外の法人が、下栗須の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,433 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は本郷の H さんが、本郷の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 418 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 56 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありましたら、整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 56 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 56 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 56 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 5 番の 3 件です。整理番号 3 番は、市外の T さんが、上栗須の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 1 筆、面積 325 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の T さんが、上大塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 2 筆、面積 27.96 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、同じく市外の T さんが、上大塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 2 筆、面積 344.55 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 56 号整理番号 3 番から 5 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 4 番は許可と決定します。なお、議案第 56 号整理番号 5 番と関連がございますので、許可相当とします。次に整理番号 5 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 56 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 56 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 57 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。7 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めており、今回の対象地は 3 件です。8 ページの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は 3 件です。以上で、議案第 57 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、議案第 57 号について、事務局の説明が終わりましたが、何か意見がありましたら、お願ひします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてこれを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員ですので、議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 58 号非農地判断の実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明します。議案書の 10 ページから 14 ページをご覧ください。こちらが今回非農地判断を行う対象地の一覧となっております。対象地区は上日野と下日野で、合計 101 筆 89,515 m²が対象です。一覧表には所在地番、登記地目、面積、農振区分、所有者氏名、所有者の意向確認日、現地確認について記載しております。所有者の意向確認方法につきましては、「非農地判断実施についてのお知らせ」を郵送し、反対の方のみ「非農地判断実施の意向確認書」を返送していただきました。ここで、非農地判断の概要についてご説明いたしますので、タブレットの下部の丸ボタンをタップしてください。ホーム画面になりますので、ラインワーカスを開き、12 月定例会の議案書のところから「資料非農地判断について」を開いてください。まず、非農地判断とは、農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合に、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地、言い換えると耕作の目的に供される土地に該当しない旨の判断をし、農地台帳から整理することです。次に、非農地判断の対象となる農地ですが、先ほど申し上げましたように、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な整備が著しく困難な農地や、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地などが挙げられます。具体的には、利用状況調査で再生利用が困難と判断された農地を基に非農地判断を行っています。最後に、非農地判断の流れについてです。判断の流れは資料の①～⑥の通りですが、②にあるように、判断の実施に当たっては対象地の土地所有者に意向を確認し、所有者から反対の無かった土地に対して判断を行っています。以上が非農地判断の概要です。資料の 2～5 ページが、所有者宛に送付したお知らせ及び意向確認書の内容となっております。資料の 8～15 ページが現地の航空写真となっておりますので、ご覧ください。判断地目は全て山林と判断しました。以上で、対象地合計 101 筆、89,515 m²について、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断し、農地台帳から整理してよいか、審議をお願いいたします。なお、議決後は所有者宛に資料 16 ページの非農地通知書を送付し、地目変更登記を行っていただくようお願いをします。また、群馬県・法務局・市農政課・税務課宛に、非農地判断を行った旨の通知をします。以上で説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第 58 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 58 号非農地判断の実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 58 号非農地判断の実施については、原案のとおり決定します。続いて、報告第 24 号・25 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 15 ページをご覧ください。報告第 24 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 3 件ございます。詳細については 16 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 25 号ですが、議案書 17 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、4 条の許可証明が 1 件、5 条の許可証明が 1 件、受理証明が 2 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、報告第 24 号・25 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 12 回定期例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 14 分)